

設備・構造状況報告書

年 月 日

加古川市長 様

(報告者)

職 名

登録番号

氏 名

㊟

家庭的保育事業等の認可を受けようとするに当たり、建物の設備・構造状況について、下記のとおり報告します。

記

1 建物の状況

事業所の所在地									
建物の構造	造 葺 建								
床面積	建物全体	合計	m ²		事業所部分	合計	m ²		
保育室等が所在する階	乳児室	<input type="checkbox"/> 1階	<input type="checkbox"/> 2階	<input type="checkbox"/> 3階	<input type="checkbox"/> 4階以上	<input type="checkbox"/> なし			
	ほふく室	<input type="checkbox"/> 1階	<input type="checkbox"/> 2階	<input type="checkbox"/> 3階	<input type="checkbox"/> 4階以上	<input type="checkbox"/> なし			
	保育室	<input type="checkbox"/> 1階	<input type="checkbox"/> 2階	<input type="checkbox"/> 3階	<input type="checkbox"/> 4階以上	<input type="checkbox"/> なし			
	遊戯室	<input type="checkbox"/> 1階	<input type="checkbox"/> 2階	<input type="checkbox"/> 3階	<input type="checkbox"/> 4階以上	<input type="checkbox"/> なし			
	屋外遊戯場	<input type="checkbox"/> 1階	<input type="checkbox"/> 2階	<input type="checkbox"/> 3階	<input type="checkbox"/> 4階以上	<input type="checkbox"/> なし			
	上記の最上階	<input type="checkbox"/> 1階 (作成終了)		<input type="checkbox"/> 2階 (2-アを作成)		<input type="checkbox"/> 3階 (2-イを作成)		<input type="checkbox"/> 4階以上 (2-ウを作成)	

2 保育室等が所在する階の最上階の設備適合状況

ア 2階

【耐火基準に関する事項】

- 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物
- 建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物

【避難設備に関する事項】

常 用	<input type="checkbox"/> 屋内階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段
避 難 用	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3号各号に規定する構造の 屋内階段 <input type="checkbox"/> 退避上有効なバルコニー <input type="checkbox"/> 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれ に準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段

イ 3階

【耐火基準に関する事項】

- 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物
- 建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物

【避難設備に関する事項】

常 用	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3号各号に規定する構造の 屋内階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段
避 難 用	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3号各号に規定する構造の 屋内階段 <input type="checkbox"/> 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ず る設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段

【防火区画等に関する事項】

- 調理設備以外の部分と調理設備の部分が、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されている。
- 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。
- スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。
- 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。
- 事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている。

ウ 4階以上

【耐火基準に関する事項】

- 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物
- 建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物

【避難設備に関する事項】

常 用	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3号各号に規定する構造の屋内階段 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
避 難 用	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3号各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号を満たすもの） <input type="checkbox"/> 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段

【防火区画等に関する事項】

- 調理設備以外の部分と調理設備の部分が、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されている。
- 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。
- スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。
- 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。
- 事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている。